

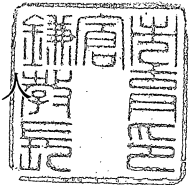
鎌教委教総第237号

令和4年(2022年)4月20日

鎌倉市議会議長 中村 聡一郎 様

鎌倉市教育委員会

教育長 岩岡 寛人



文書による質問への回答について(送付)

令和4年(2022年)4月6日付け鎌議調第16号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

【事務担当】

教育総務課 総務担当(内線2454)



議会受付番号	文書質問第2号
質問者	高野洋一議員
答弁する者	教育長 (教育文化財部教育総務課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第2号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

昨年12月議会の市長提案「議案第64号鎌倉市生涯学習センターの一部を改正する条例」は、本会議で13対12と1票差での可決であった。条例可決後、多くの市民や利用団体から、関係者に何も聞かずに決めては困る、特に利用区分の変更は困るとの声がさらに多数寄せられた。その中で共通するのは、せめて利用区分は一度現行通りに戻してほしいという切なる願いであった。その声を受け止め、2月議会、3月18日の本会議に「利用区分を元に戻す条例案」を議会議案として提案し、今度は13対11（退席1）で再改正条例が可決された。市民の方々から歓迎の声が多数寄せられた次第である。

しかし、その後、教育委員会は本来、公開の審議が当然であり、これまでの定例会及び臨時会でも実際に公開して行われてきた生涯学習センター関連の議題について、3月22日の教育委員会3月臨時会で条例再改正後の対応を協議する際、当該議題をなぜか非公開として行い、結果、その協議内容を踏まえ、市長は再議の提案に至ったと認識している。

ところが、3月25日の市議会3月臨時会の当日になって突然、教育委員会から議会運営委員会（議長あて）に「令和4年3月臨時会・議論の要旨」という資料提出がされた。誰が要求し、どういう経過で出されたのか全く分からないが、非公開で協議したことが誤りだったと認めたのかどうかを含め、こうした過程そのものが再議に道理がないことを示していると考えられるものである。

そのうえで、以下、質問するものである。

- ① そもそも教育委員会3月臨時会は、開催日時や場所、議題について、事前に市民に明らかにされておらず、本日（4月4日）時点でも市ホームページに一切掲載されていないが、その理由と根拠を明らかにされたい。当然のことではあるが、3月臨時会の日時と場所及び議題について明示していただきたい。
- ② 鎌倉市教育委員会会議規則第9条において、「会議を非公開とするときは、教育長は傍聴者及び教育長が指名する者以外の者を、すべて議場の外に退去させなければならない。」と規定されている。

つまり、非公開の会議であっても傍聴者の存在を考慮しているということは、たとえ

会議日程の直前にならざるを得ない場合でも、事前に会議の日時と場所及び予定議題を明らかにすべきであると理解できる。今回の対応は、同規則第9条の規定に照らしても問題であると考えているが、見解を伺う。

- ③ 条例再改正後の対応を協議する当該議題を非公開で協議したことの是非についてである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十三条7では、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、（一部省略）これを公開しないことができる。」と規定されている。

そこで、教育委員会3月臨時会において、当該議題を非公開とすることについて誰が発議したのか。

また、その行政上の理由と法令上「その他の事件」に含まれるとした根拠を明示していただきたい。

- ④ 再議の件について、市議会3月臨時会の招集日が報告された3月23日の各派代表者会議において、当会派（日本共産党）代表から担当部長に質疑した際、未成熟な情報であるため非公開にした旨の回答がされたと聞き及んでいる。生涯学習センター管理運営に関する議題については昨年11月定例会以降、本年2月定例会まで全て公開の場で行われていると認識している。いうまでもなく、議会では全て公開の場で審議・議決されているものである。

市民代表機関である議会が公開の場で議決した「条例再改正」についての対応を協議するのであれば、市民や議会との関係からも原則通り「会議は、公開する」形で協議するのが、教育部門において市民を代表する教育委員会としての責任ある対応ではないか。いったい当該議題における協議の何を非公開の対象としたのか、明示していただきたい。

- ⑤ 3月25日の市議会3月臨時会の当日になって突然、教育委員会から議会に提出された「令和4年3月臨時会・議論の要旨」という資料について、誰から要求され、どういう経過で出されたのか、明らかにしていただきたい。

- ⑥ 当該資料には協議内容の要旨が記載されており、④の内容にも関わるが、非公開とした内容との整合性が疑われるところである。その点を含め、当該議題を事前に市民に知らせず、かつ非公開で協議したことの問題について、改めて教育長及び教育委員による協議を求めるものであり、今回の対応の是正にむけた誠意ある取り組みを行う意思があるのかどうか、見解を伺いたい。

2 質問の理由

条例の再改正を受け、対応を協議する教育委員会を非公開の場で、いわば市民や議会に隠したやり方で、再議に付した経過自体が異常であり、前代未聞ではないか。再議が成立して行政の意向を無理やり通したとしても、このような市民軽視、議会軽視を行った事実、結果として行政への信頼を大きく損ない、市民との間で作りあげてきた信頼関係を失

わせることになると認識している。このような過程は看過できないため、答弁次第では次の定例会での対応も視野に入れつつ、見解を質すものである。

3 答弁

- ① 教育委員会会議の開催につきましては、傍聴者のため、通例で定例会の開催日時、場所、議題を事前に公に明らかにしていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」といいます。）、鎌倉市教育委員会会議規則においては、開催日時、場所、議題を事前に公に明らかにする義務は規定されていません。

臨時会につきましては、鎌倉市教育委員会会議規則第3条第3項で「教育長が必要と認めたとき又は委員2人以上から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに招集する」と規定されており、急を要する議案が発生し、定例の教育委員会まで間を置かず、急遽教育長の招集により開催することが想定されています。この臨時会の特性を踏まえ、教育委員会3月臨時会については事前に公には明らかにしませんでした。

教育委員会の開催日時及び議題は、定例会、臨時会のいずれの場合も委員会終了後にホームページに掲載しており、3月臨時会の開催日時及び議題は、令和4年（2022年）4月5日に掲載しました。また、公開案件については会議録を公開しています。

- ② 鎌倉市教育委員会会議規則第9条において「会議を非公開とするとき、教育長は傍聴者及び教育長が指定する者以外の者を、すべて議場の外に退去させなければならない」と規定されていますが、これは、議題内容が非公開とすべき案件であるときに傍聴者等を退去させる取扱いを規定しているものであり、事前に会議の日時と場所及び予定議題を明らかにする義務を定めた条文ではないため、今回の対応は特に問題がないと考えています。

- ③ 教育委員会3月臨時会において、非公開の発議は教育長からです。

地教行法第14条第7項ただし書の「その他の事件」とは、教育委員会において、情報公開の観点から、例示（人事に関する事件）に準じて、個人情報保護あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開することが適当でないと判断した事件をいうものであり、「その他の事件」に該当するかについては教育委員会の判断によるものと考えています。

再議については、教育委員会が決定するものではなく、市長の権限において市長が最終的に判断して行うものであると考えます。市長が市議会に議案を提案する前にもかかわらず、未成熟な情報などを事前に公にすることにより、さも教育委員会内での意見が確定的な情報であるかのように受け止められて、市民の間で誤解や憶測を招いたり、不当に市民の間に混乱を生じさせる結果となることを防ぐため、公開することが適当でないと判断したものです。

- ④ 非公開の対象は、市長の再議に関する情報です。

- ⑤ 令和4年3月25日の市議会3月臨時会に提出した「令和4年3月臨時会 議論の要旨」については、市長提案の再議の審議に際し、教育委員会3月臨時会での協議内容を、各派代表

者会議の場において求められたと認識しています。このため、教育委員会での協議を行い、会議の議論の内容を要旨として作成したものです。

⑥ 当該議題を事前に公表しなかった理由は、①のとおりです。

また、当該議題を非公開としたことは、「再議については、教育委員会が決定するものではなく、市長の権限において市長が最終的に判断して行うものであると考えます。市長が市議会に議案を提案する前にもかかわらず、未成熟な情報などを事前に公にすることにより、さも教育委員会内での意見が確定的な情報であるかのように受け止められて、市民の間で誤解や憶測を招いたり、不当に市民の間に混乱を生じさせる結果となることを防ぐため、公開することが適当でない。」と判断し、それは教育委員会の裁量によるものであると考えます。

よって、今回の対応については問題ないと考えます。

以上